



シティグループ米国ドル社債/ 欧米マルチアセット戦略ファンド 2024-12

当ファンドは、特化型運用を行います。

単位型投信 / 海外 / 資産複合 / 特殊型(条件付運用型)



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社SMBC信託銀行

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円(2024年8月30日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	13兆3,409億円(2024年8月30日現在)

商品分類・属性区分

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	海外	資産複合	特殊型 (条件付運用型)

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
債券 (社債)	年1回	グローバル (日本を除く)	なし	条件付運用型

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月8日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は、三井住友DSアセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

シティグループが発行する米ドル建て債券に投資し、実績連動による収益の獲得を図ること等により信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

1 シティグループが発行する米ドル建て債券（以下「シティグループ外債」ということがあります。）に投資を行い、原則として約5年後の満期償還時まで保有します。

- シティグループ外債*はシティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インクが発行し、シティグループ・インクによる保証が付されます。
*割引債として発行され、債券の発行価格と額面の差分が信託期間中の信託報酬等の諸費用に充当されます。
- シティグループ外債の組入比率は原則として高位とし、満期まで保有することを前提として、原則銘柄入替えは行いません。
- シティグループ外債の発行体等が債務不履行となった場合等には、満期償還時まで保有しない場合があります。

当ファンドは特化型運用を行います。

- ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率を超えて特定の発行体が発行する銘柄等に集中投資を行う特化型ファンドに該当します。
- ファンドは、シティグループ外債（シティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インク発行）に集中して投資を行うため、当該銘柄の発行体・保証体等に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。



特化型運用とは

一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた、ファンドの純資産総額に対する比率（10%）を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことをいいます。

2

シティグループ外債の満期償還時に、欧米マルチアセットVT7指数（以下「VT7指数」といいます。）の収益率等を参照して決定される実績連動部分の獲得を目指します。

■VT7指数内の5つの資産への配分は均等とし、月次でリバランス（調整）を行います。目標リスク水準は年率7%程度*1とし、日次でポジション量の調整（リスクコントロール）を行います。

*1 目標リスク水準を年率7%程度としておりますが、リスク水準が一定であることあるいはその目標値が達成されることを約束するものではありません。年率7%程度はリスク水準の目標を示したものであり、年率7%程度の収益率を目標とするものではありません。

VT7指数とは

米国株式（ナスダック100指数）、米国ハイイールド社債、欧州ハイイールド社債、米国国債、欧州国債というリスクレベルの異なる5つの資産に対応するシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドが開発したロール指数で構成される指数です。

本指数によるリターン（損益）は、複製コスト、取引コストおよび戦略控除率（年率1.0%）を控除したものとなります。

詳しくは、後述「欧米マルチアセットVT7指数」をご覧ください。

■実績連動部分は、計測期間終了時のVT7指数の累積収益率に一定の連動率*2を乗じた数値または計測期間中にVT7指数が到達した一定のフロア水準*3のいずれか高い方に決定されます。

■VT7指数の計測期間終了時に、VT7指数の累積収益率がマイナスであり、かつ計測期間中にVT7指数が最小のフロア水準（5%）に一度も到達しなかった場合は、実績連動部分はゼロとなりますが、マイナスにはなりません。

実績連動部分の計算方法

●下記のいずれか高い方に決定されます。

- ・計測期間終了時のVT7指数の累積収益率に一定の連動率*2を乗じた数値
- ・計測期間中にVT7指数が到達した一定のフロア水準*3

●計測期間は2024年12月13日から2029年12月13日（予定）です。

*2 連動率は、ファンド設定時の市場環境等によって決定され、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）で公表します。

*3 フロア水準は、計測期間中にVT7指数の累積収益率が5%に達した段階で5%と設定され、以降さらに5%上昇するごとに段階的に引き上げられます。最大のフロア水準は50%です。

！ご留意いただきたい事項

- シティグループ外債は米ドル建ての債券であり、投資者の投資収益は円と米ドルの為替レートの影響を受けます。
- 実績連動部分は、シティグループ外債の満期償還時に元金とともに支払われます。シティグループ外債の償還前にファンドを途中換金された場合は、満期償還時に適用される実績連動部分を受け取ることができません。

3 シティグループ外債については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

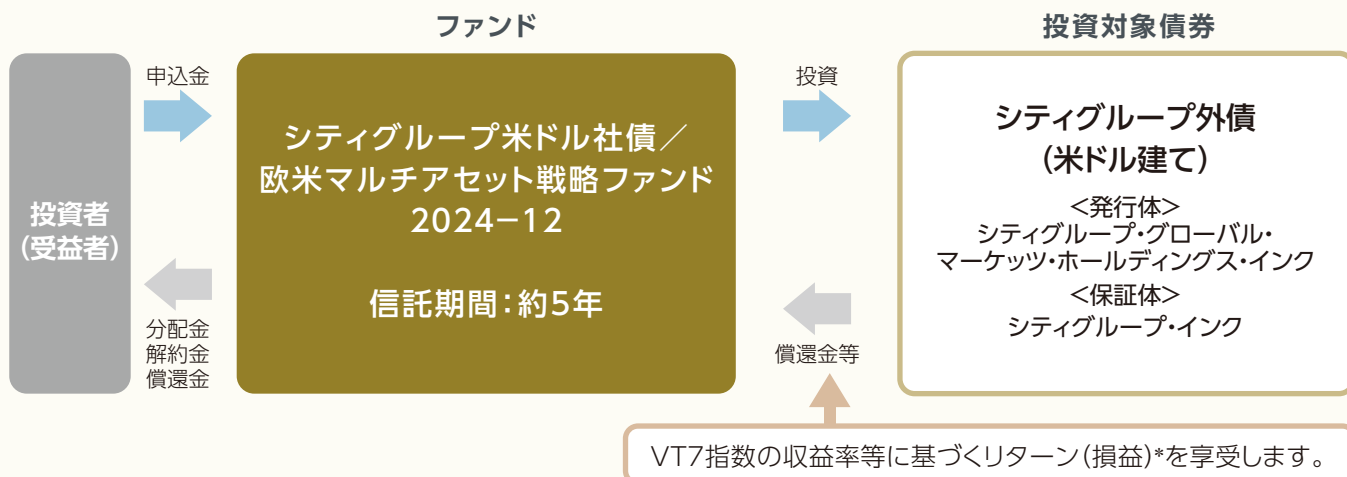
- 基準価額は為替変動の影響を受けます。
- 途中換金をする場合や、シティグループ外債償還時の実績連動部分がプラスになる場合でも、米ドル・円の為替レートによっては、円ベースでの投資者の投資収益がマイナスとなることがあります。

4 信託期間約5年の単位型の投資信託です。

- 信託期間は2024年12月13日から2030年1月18日までです。
- ご購入のお申込みは2024年12月12日までです。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ



*VT7指数の収益率等に基づくリターン(損益)は、複製コスト、取引コストおよび戦略控除率(年率1.0%)を控除したものとなります。

※シティグループ外債の償還前に途中換金された場合は、満期償還時に適用される実績連動部分を受け取ることができません。

シティグループ外債について

▶ シティグループ外債の概要

発行形態	償還時指数連動ユーロドル債
発行体	シティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インク
保証体*1	シティグループ・インク
発行価格	額面の95%
償還価格	額面に実績連動部分を加えた価格 実績連動部分は、計測期間終了時における欧米マルチアセットVT7指数の累積収益率に一定の連動率を乗じた数値、もしくは計測期間中にVT7指数が到達した一定のフロア水準、のいずれか高い方(実績連動部分は最低ゼロ)
償還期間	約5年(2024年12月20日～2029年12月20日)
信用格付け*2	発行体:A ~ A+ 保証体:BBB+ ~ A

*1 保証体は、社債に関わる債務の弁済を引き受け、保全を行います。

*2 主要格付機関の格付けのうち、最低と最高の格付けを記載しています。格付記号は、一般的な長期債務格付けを表記していますが、格付機関により異なる記号を使用している場合があります。

▶ シティグループの概要

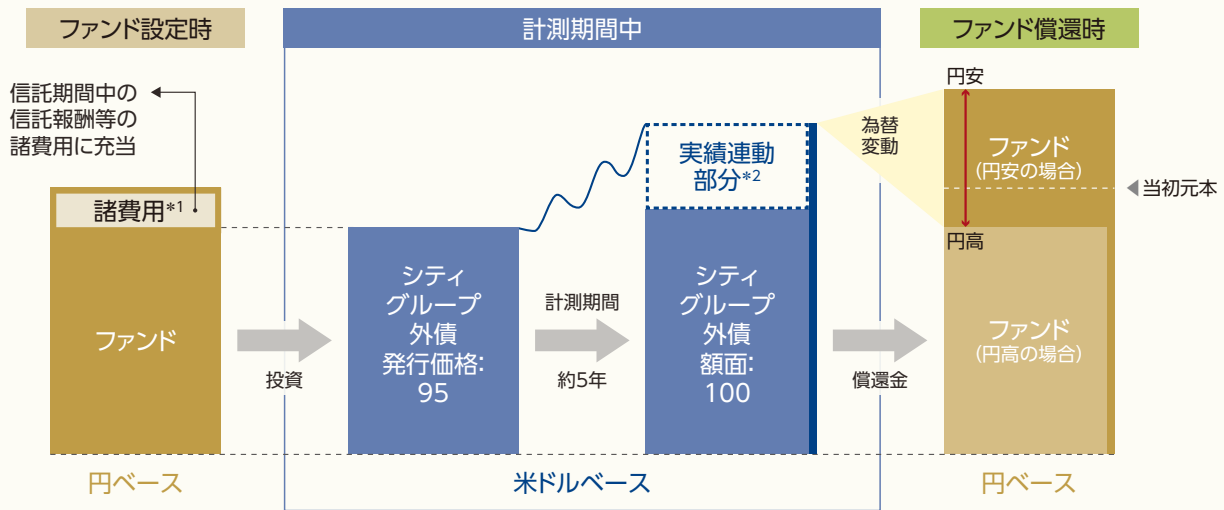
- シティは、国際取引を必要とするお客様のための卓越した金融パートナー、ウェルス・マネジメント分野のグローバルリーダーであり、米国市場で高く評価されているパーソナル・バンキング事業を展開している金融機関です。
- 世界約160の国と地域において、個人、法人、政府機関などのお客様に、幅広い金融商品とサービスを提供しています。
- 100年以上前に日本に参入し、以来、政府機関、金融機関、事業法人、機関投資家など、日本のお客様のあらゆるファイナンスのニーズにお応えしています。

シティグループの免責条項

シティは、世界中で使用・登録されているシティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標およびサービスマークです。「シティグループ米ドル社債／欧米マルチアセット戦略ファンド2024-12」(以下「本商品」といいます。)は、シティグループによって支援、承認、販売または促進されておらず、またシティグループは、本商品に対して投資することの推奨性について、一切の表明を行っていません。シティグループは、商品性および特定の目的または使用に関する適合性の保証を含む(ただし、これらに限られない。)一切の明示または黙示の保証を行っていません。いかなる場合であっても、シティグループは、シティグループのデータおよび情報の使用に関連して、直接損害、間接損害、特別損害または派生的損害に対して、一切責任を負いません。

※上記の内容は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

ファンドの設定から償還までのイメージ



*1 シティグループ外債に投資しなかった部分は円で保有し、日々の信託報酬およびその他費用等に充当されます。

*2 実績連動部分は2029年12月13日に決定される予定です。ただし、休日の変動により変更となる場合があります。また、VT7指数の計測期間終了時に、VT7指数の累積収益率がマイナスであり、かつ計測期間中にVT7指数が最小のフロア水準(5%)に一度も到達しなかった場合は、実績連動部分はゼロとなりますが、マイナスにはなりません。

※シティグループ外債の発行日は2024年12月20日、満期償還日は2029年12月20日、ファンドの信託期間終了日は2030年1月18日です。

※上記はイメージであり、各項目の大きさが実際の投資収益等を表すものではありません。また、ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※信託期間中にファンドを換金した場合や繰上償還となった場合等には、シティグループ外債はその時点での時価および為替レートで換金されるため、ファンドの換金価額や償還価額は投資元本を下回る場合があります。シティグループ外債の償還前に途中換金した場合は、満期償還時に適用される実績連動部分を受け取ることができません。

※為替変動は、シティグループ外債の償還まではファンドの日々の基準価額に影響し、またファンド償還時はシティグループ外債の額面もしくは額面に実績連動部分を加えた満期償還金を円転する際に影響します。

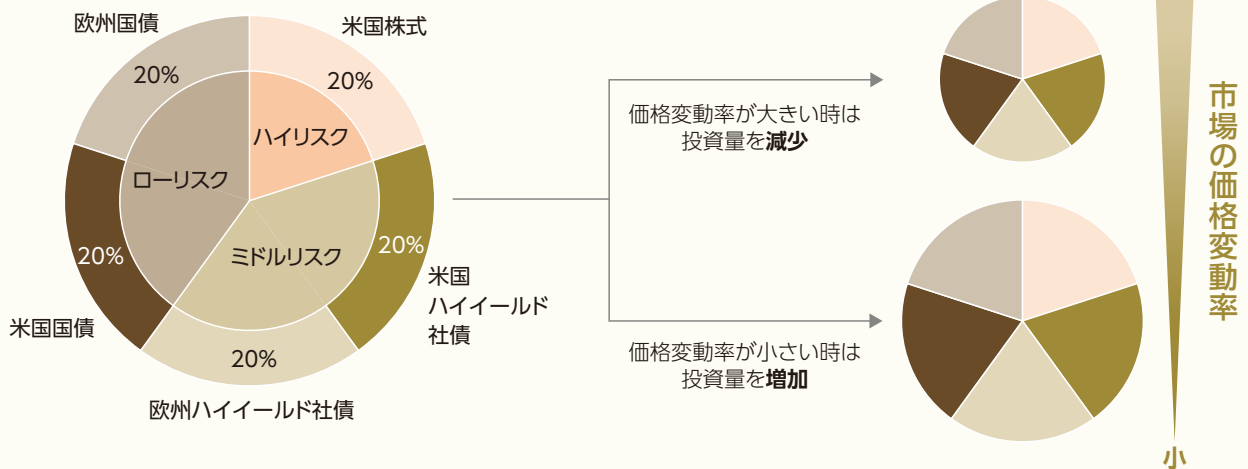
シティグループ外債の実績連動部分について

- ファンドはシティグループが発行する期間約5年の米ドル建て債券に投資を行い、当該債券の満期償還時にVT7指数の収益率等を参照して決定される実績連動部分の獲得を目指します。
 - シティグループ外債の満期償還時の実績連動部分は、以下のいずれか高い方に決定されます。
 - ・計測期間終了時のVT7指数の累積収益率に一定の連動率を乗じた数値
 - ・計測期間中にVT7指数が到達した一定のフロア水準
- ※VT7指数の計測期間終了時に、VT7指数の累積収益率がマイナスであり、かつ計測期間中にVT7指数が最小のフロア水準(5%)に一度も到達しなかった場合はゼロとなります。

▶ 欧米マルチアセットVT7指数

- VT7指数は、米国株式(ナスダック100指数)、米国ハイイールド社債、欧州ハイイールド社債、米国国債、欧州国債というリスクレベルの異なる5つの資産で構成されます。
- 資産配分は均等配分です。月次でリバランス(調整)を行い、均等配分を維持します。
- 目標リスク(標準偏差)を年率7%程度と定め、日次でリスクコントロールを行います。

日次で目標リスクを年率7%程度となるように
原指数*に対する投資量を調整



欧米マルチアセットVT7指数に使用する指数

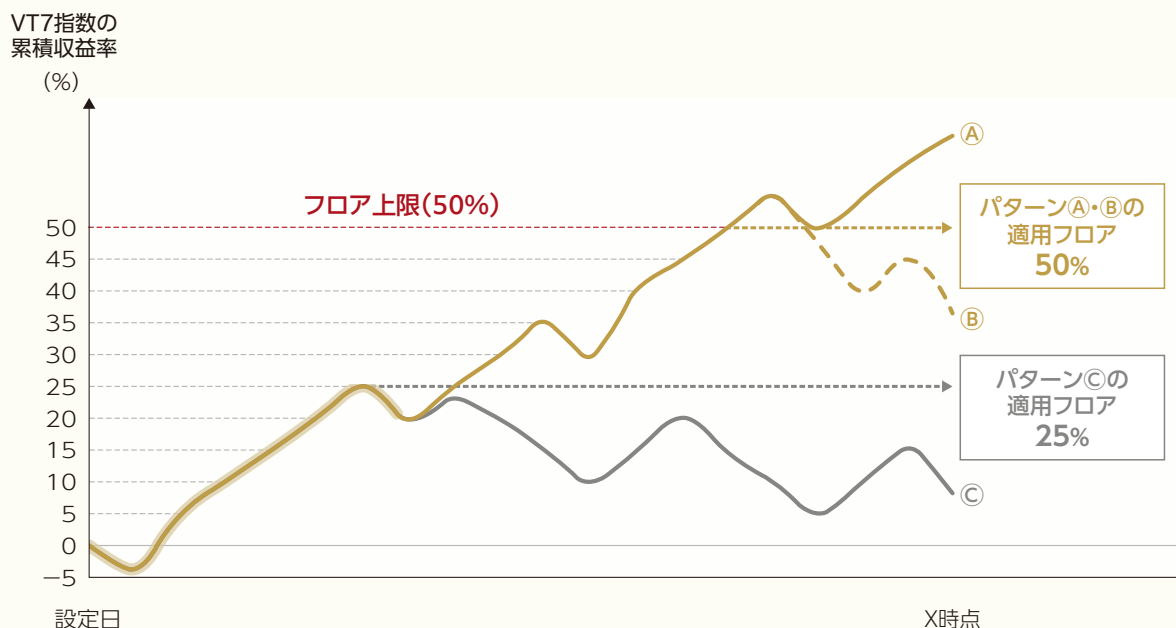
資産	構成銘柄
米国株式(ナスダック100指数)	シティ・エクイティ米国テック・ラージ・キャップQXマーケット・トラッカー・シリーズ1インデックス
米国ハイイールド社債	シティ・クレジット・ハイイールド米国5年物マーケット・トラッカー・インデックス
欧州ハイイールド社債	シティ・クレジット・ハイイールド欧州5年物マーケット・トラッカー・インデックス
米国国債	シティ金利10年物米国財務省証券先物マーケット・トラッカー・インデックス
欧州国債	シティ金利10年物ドイツ国債先物マーケット・トラッカー・インデックス

* 原指数は、「欧米マルチアセットVT7指数に使用する指数」を均等配分した指数です。
 (注) VT7指数の各構成資産のリスク分類は、委託会社による分類
 (出所)シティグループ

▶フロア水準

- フロア水準は、計測期間中にVT7指数の累積収益率が5%に達した段階で5%と設定され、以降さらに5%上昇するごとに段階的にフロアが引き上げられ、最大で50%まで引き上げられます。
- 計測期間終了時にVT7指数が下落していても、計測期間中にVT7指数が一定のフロア水準に一度でも到達していた場合、フロアが確保されます。なお、フロアの計算において連動率は考慮されません。

[VT7指数の推移とフロアのイメージ]



※計測期間中にVT7指数の累積収益率が5%上昇するごとに段階的にフロア水準が引き上げられます(上限は50%)。同期間にVT7指数の累積収益率が一度も5%に達しなかった場合はフロアは確保されません。

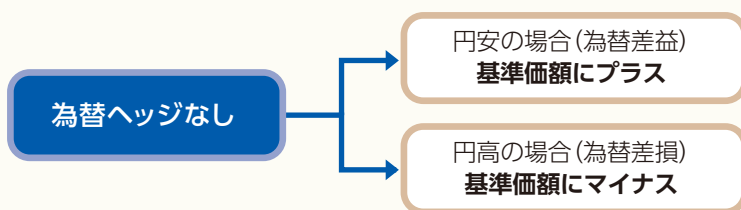
※上記はイメージであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

欧米マルチアセットVT7指数の免責条項

欧米マルチアセットVT7指数(以下「本インデックス」といいます)に係る管理者(以下「本インデックス管理者」といいます。)又は本インデックスの計算代理人(以下「本インデックス計算代理人」といいます。)としてのシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド又はその関連会社(以下「シティグループ」といいます。)及びそれらの取締役、役員、従業員、代表者、受任者又は代理人(以下「関係者」といいます。)は、(1)本商品の購入についての推奨度、(2)特定の日の特定の時間における本インデックスの水準、(3)目的の如何に拘わらず本インデックス若しくはそこに含まれるデータを使用することによって本商品の投資家又はその他の者に生じる結果、(4)本インデックスの商品性又は特定の目的のための適合性、(5)その他の事項に関して、何らの明示的又は黙示的な表明又は保証を行っていません。本商品は、シティグループによって支援、承認、販売又は促進されていません。

本インデックスに関する正確性、完全性、商品性、特定の目的への適合性について、関係者は、適用法によって許容される限り、ここに明示的に免責されるものとします。関係者は、たとえ損害の可能性が通知されたとしても、何らかの者に対して(直接的、間接的、特別の、懲罰的、結果的、その他の)責任を何ら負わないものとします。本インデックス管理者と本インデックス計算代理人のいずれも、本インデックスの計算、算出又は公表を継続すべき義務を負っていませんし、また、本インデックスに係る如何なる誤り、漏れ、中断又は遅延についても何らの責任も負いません。本インデックス管理者及び本インデックス計算代理人は、それぞれ当事者として行動し、他の者の代理人又は受託者として行動しないものとします。

為替の影響について



- 外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合、基準価額は為替変動の影響を受けます。
- 当ファンドでは、途中換金をする場合や、シティグループ外債償還時の実績連動部分がプラスになる場合でも、米ドル・円の為替レートによっては、円ベースでの投資者の投資収益がマイナスとなることがあります。

[米ドルの対円為替推移]



(注) 2014年8月末～2024年8月末
(出所) Bloombergの情報を基に委託会社作成

※ グラフは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- シティグループ外債への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- 年1回(原則として毎年1月18日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
※第1期決算日は、2026年1月19日です。
- 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子、配当等収益のいずれか多い金額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払い戻しに相当する金額についても課税されます。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

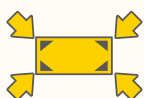
連動債券に関するリスク…連動債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

連動債券の価格は、投資対象資産の価格変動以外に、取引に関わる関係法人の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。連動債券の発行体・保証体の財務状況が著しく悪化した場合などには、基準価額が下落する可能性があるほか、ファンドの換金のお申込みの受付を中止することがあります。

なお、連動債券の取引にあたっては取引の相手方が限定されるため、通常の債券取引と比べて高いコストがかかる可能性があります。

ファンドが主要な投資対象とするシティグループ外債の価格は、VT7指数の収益率等の影響を受けます。VT7指数は、米国の株価指数先物取引、米国と欧州の国債先物取引、米国と欧州のハイイールド債に関連するクレジット指数取引の5つの資産で構成され、その基礎となる原資産の価格変動および市場動向等により変動し、取引の種類によっては原資産の価格変動以上の値動きをすることがあります。

当該債券の償還金額に含まれる実績連動部分はVT7指数の収益率等を参照して算出されるため、当該収益率の下落はシティグループ外債の価格の下落要因となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。VT7指数の計測期間終了時に、VT7指数の累積収益率がマイナスであり、かつ計測期間中にVT7指数が最小のフロア水準(5%)に一度も到達しなかった場合は実績連動部分はゼロとなります。



投資銘柄集中リスク…特定の銘柄への集中投資は、基準価額の変動が大きくなる要因です

ファンドは、原則として、シティグループ外債に限定して投資する特化型運用を行うため、当該銘柄の影響を大きく受け、基準価額の変動が大きくなる要因となります。当該銘柄の発行体・保証体等に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じること等により、当該銘柄の価格が大幅もしくは継続的に下落した場合には、ファンドの基準価額が大幅もしくは継続的に下落します。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドが投資するシティグループ外債の発行体・保証体等に債務不履行が発生あるいは懸念される場合等には、基準価額が下落する場合があります。



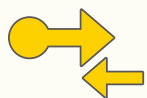
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

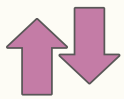


流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売却しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売却ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドが主要投資対象とするシティグループ外債は、流通市場が確立しておらず、市場混乱等があった場合、発行体・保証体の信用状況が著しく悪化した場合等には、当該シティグループ外債の一部売却ができなくなり、そのために換金の受付を中止することがあります。

その他の留意点



ファンド固有の留意点

満期償還時および途中換金時等における留意点

ファンドが主要投資対象とするシティグループ外債は、満期償還時に額面に実績連動部分（実績連動部分はゼロとなる場合もあります。）を加えた価格で償還されますが、米ドルが対円で下落する（円高となる）場合は、円ベースでの投資元本を下回る場合があります。また、信託期間中にファンドを換金した場合や繰上償還となった場合等には、組み入れている当該債券はその時点での時価および為替レートで換金されるため、ファンドの換金価額や償還価額は投資元本を下回る場合があります。

シティグループ外債の実績連動部分は、VT7指数の収益率等を参照して算出され、シティグループ外債の満期償還時に元金とともに支払われます。VT7指数に重大な変更が生じた場合、算出・公表が停止された場合等には、実績連動部分がゼロとなる場合があります。

シティグループ外債の早期償還時における留意点

ファンドが組み入れるシティグループ外債が、発行体・保証体等の債務不履行の発生や法令・税制の変更等により早期償還となる場合には、当該債券の換金後にファンドは繰上償還します。シティグループ外債が早期償還となった場合、当該債券はその時点での時価および為替レートで換金されるため、ファンドの償還価額は投資元本を下回る場合があります。



投資信託に関する留意点

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率:
該当事項はありません

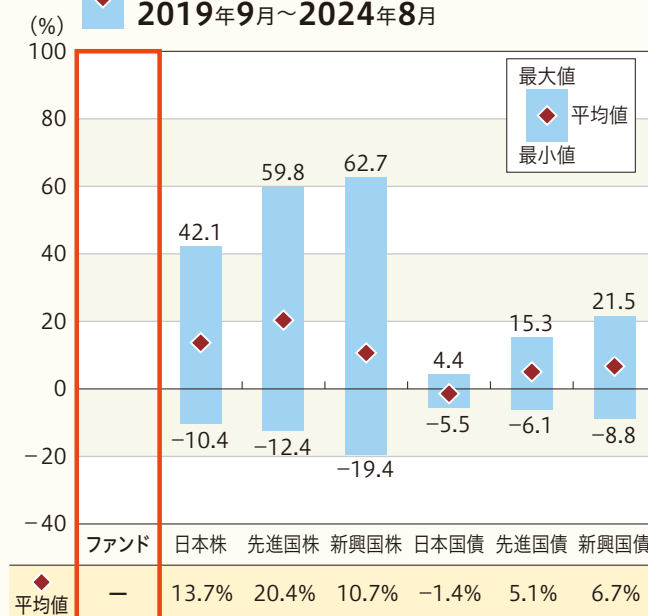
分配金再投資基準価額:
該当事項はありません

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド:
該当事項はありません

他の資産クラス:
2019年9月～2024年8月



※ファンド設定前のため、ファンドの騰落率はありません。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX (東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドは、2024年12月13日から運用を開始するため、2024年11月8日現在、記載すべき事項はありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	1口当たり1円
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	<p>購入時：販売会社が定める時間とします。</p> <p>換金時：原則として、換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。</p>
購 入 の 申 込 期 間	2024年11月25日から2024年12月12日まで
申 込 不 可 日	<p>以下のいずれかに当たる場合には、換金のお申込みを受け付けません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シティグループ外債の買取申込不可日 ● 申込受付日から起算して2営業日から6営業日までの期間中、次のいずれかに該当する日が2営業日以上ある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの銀行休業日 ・ロンドンの銀行休業日 <p>※申込不可日は委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。</p>
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、シティグループ外債の売買停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付中止や既に受け付けた換金申込みの取消しをする場合があります。

お申込みメモ

決算日・収益分配

決 算 日	毎年1月18日(休業日の場合は翌営業日) ※第1期決算日は、2026年1月19日です。
収 益 分 配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) ※原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

その他

信 託 期 間	2030年1月18日まで(2024年12月13日設定)
繰 上 償 還	<p>委託会社は、シティグループ外債が以下に掲げる場合等により債務不履行(デフォルト)となった場合、または法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合、当該債券の資金化後にファンドを繰上償還させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本債券について支払期限が到来した元利金の支払いについて債務不履行(デフォルト)が発生し、かかる不履行が30日間継続すること ● 発行体が本債券に基づく、またはこれに関するその他の義務を履行せず、かかる不履行の治癒を求める発行体宛ての通知がなされた後60日間かかる不履行が継続すること ● 米国の連邦または州の破産法、支払不能法その他類似の法律に基づき、任意手続きを発行体が開始すること、または非任意手続きにおける発行体の救済もしくは発行体の実質的全財産に係る管財人の選任等の決定に発行体が同意しもしくはかかる決定が90日間継続すること 等 <p>また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ● 残存口数が30億口を下回ることとなったとき ● 「欧米マルチアセットVT7指数」に重大な変更が生じたとき ● 「欧米マルチアセットVT7指数」の算出・公表が停止されたとき ● その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	500億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
課 税 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ● 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 <p>※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 2.2% (税抜き2.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬) ファンドの元本総額に**年0.913% (税抜き0.83%)**の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末ならびに一部解約時または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.30%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.50%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

VT7指数に関する費用等 ファンドの主要投資対象であるシティグループ外債の満期償還時における実績連動部分は、欧米マルチアセットVT7指数(以下、VT7指数)の収益率等を参照して決定されます。VT7指数のリターン(損益)は、各資産の構成比率とそれぞれの収益率を合成し、複製コスト、取引コストおよび戦略控除率等を控除して算出されます。

- 各資産の複製コストの最大値は年率0.30%、リバランスにおける取引コストの最大値は都度0.06%です。なお、日次のリスクコントロール時におけるポジション量の調整の取引コストは、各資産の取引コストの平均値(0.04%)となります。指数から控除される複製コスト、取引コストの合計値は、各資産の組入比率等により変化します。

※複製コストおよび各取引コストの試算:合計で年率0.18%~年率0.74%程度(2007年から2023年における暦年の最大値と最小値、シティグループによる試算)です。上記は、過去の構成資産の指数の変動率等を基に試算した結果であり、市場環境等によっては試算の最大値を超過する場合があります。また、各コストは変更される場合があります。

- 戦略控除率:年率1.0%

※戦略控除率は、VT7指数に乗じる連動率等を実現するために必要なものとして、実績連動部分の計算ルールにおいて定めるものです。シティグループ外債の発行体やファンドの関係法人(委託会社や販売会社等)が報酬として受け取るものではありません。

※上記は有価証券届出書提出日現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

保有時

その他の費用・手数料	以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
-------------------	--

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
-----------------	-----------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
-----------------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※単位型の投資信託は、基準価額が元本を下回っている場合においても分配金に対して課税されます。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。



三井住友DSアセットマネジメント